にいがた食の安全・安心基本計画

平成25～28年度

概要版

にいがた食の安全・安心基本計画とは

- 新潟県における **食の安全・安心*** に関する施策を総合的に推進するために、「にいがた食の安全・安心条例」（以下「条例」）に基づき、県民意見を聴いて策定する計画です。

  ＊）食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること

- 計画全体の達成度を測るため「成果指標」を設定しています。
- 県の取組内容を定めるとともに、消費者と食品関連事業者に期待される役割も定めています。

キャッチフレーズ

見える安全 知る安心 みんなで育む 食のにいがた

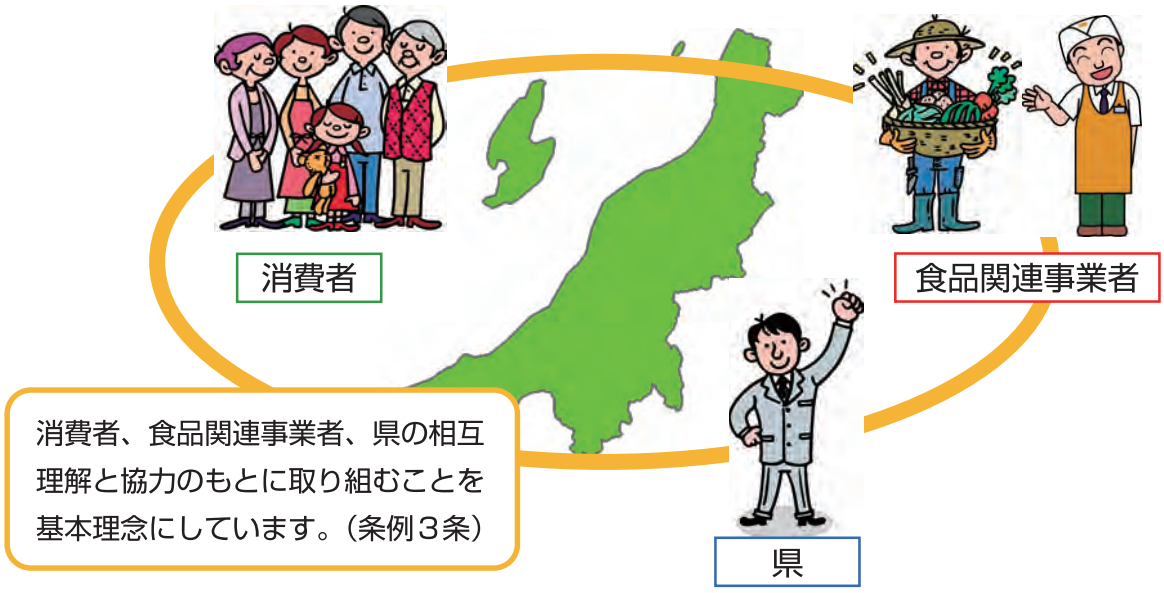

消費者、食品関連事業者、県の相互理解と協力のもとに取り組むことを基本理念にしています。（条例３条）

平成26年3月改定

新潟県

この計画は、新潟県における「食の安全・安心」を推進することを目的とし、この目的の達成度を測るため、次の成果指標を設定します。

成果指標：**食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合**

区　分	計画策定前（18年度）	現　状（24年度）	目　標（28年度）
県　内	42.3%	55.0%	増加させる
県外（首都圏）	42.9%	50.6%	増加させる

新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための住民意識調査（県民・首都圏住民）により把握

施策の体系

目標：食の安全・安心の推進

視点１　安全で安心な食品の提供　見える安全

- 施策１　安全で安心な農作物等の提供の推進
- 施策２　安全で安心な畜産物の提供の推進
- 施策３　安全で安心な水産物の提供の推進
- 施策４　安全で安心な加工食品の提供の推進
- 施策５　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底
- 施策６　食品の放射能対策の推進
- 施策７　食品等の適正な表示の徹底
- 施策８　危機管理体制の整備

視点２　食の安全・安心を育む信頼関係の確立　知る安心

- 施策９　県からの情報発信の強化
- 施策10　食品関連事業者から消費者への情報提供の推進
- 施策11　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進
- 施策12　食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進
- 施策13　食の安全・安心に係る人材の育成

見える安全 ～ 安全で安心な食品の提供 ～

県の主な取組

環境保全型農業の推進（施策1）

土づくりを基本とし、化学合成農薬や化学肥料の使用量を低減して栽培を行う環境と調和した環境保全型農業を推進します。

環境保全型農業を実践する農業者をエコファーマーとして認定します。

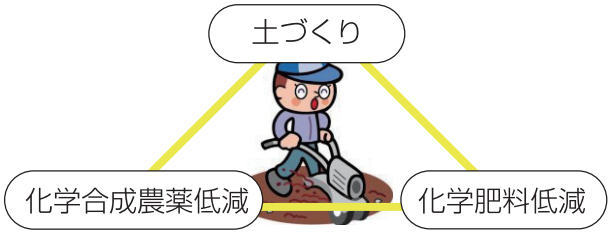

畜産農場への高度な衛生管理手法の導入推進（施策2）

HACCP（ハサップ）の考え方に基づく家畜の飼養衛生管理手法の導入を推進し、この手法を導入した農場の「畜産安心ブランド生産農場」認定を進めます。

〈認定の範囲〉
- 乳用牛、肉用牛
- 豚
- 採卵鶏、肉用鶏

（公社）新潟県畜産協会認定

飲食店等に対する監視指導と加工食品の検査（施策4）

食中毒等を予防するため、毎年度策定する監視指導計画に基づき、保健所の監視員が飲食店、製造業、販売業等の監視指導を行います。

また、県内に流通する様々な加工食品を採取して添加物や微生物等の検査を行い、違反品を発見した場合は、事業者に回収等を指導します。

食品等の放射性物質検査の実施と情報発信（施策6）

県内産・県外産の様々な食品について、放射性物質検査をきめ細かく実施します。

日々の検査結果を報道発表とホームページにより速やかに公表するとともに、メールマガジンや出前講座等により検査体制等をわかりやすく情報発信します。

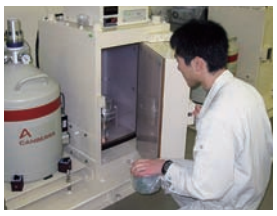

不適切な食品表示についての改善指導（施策7）

製造加工業者、販売店、飲食店等において、事実に反する表示や人を誤認させる表示が判明した際は、法律に従い厳正に改善指導や指示・注意を行い、適正な表示を確保します。

主な取組指標

各施策の達成度の目安

施策	指　標　名	現　状（24年度）	目　標（28年度）
1	**特別栽培農産物等面積**（化学合成農薬と化学肥料の使用量を慣行からそれぞれ３割以上減らした農産物の栽培面積）	76,759ha	85,000ha 県耕地面積の1/2程度
2	**畜産安心ブランド生産農場の認定戸数**	241戸	280戸 県内農場の半数程度
4	**加工食品の検査件数の年間達成率** （毎年度策定する監視指導計画に対する実施率）	100%	100%
6	**県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合**	35.2%	50%

知る安心 ～ 食の安全･安心を育む信頼関係の確立 ～

県の主な取組

インターネットによる情報発信（施策9）

県ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」等により、食の安全・安心に関するあらゆる情報を発信します。

また、食の安全に関する電子メールを定期的に発信します。（メールマガジン「にいがた食の安全・安心通信」）

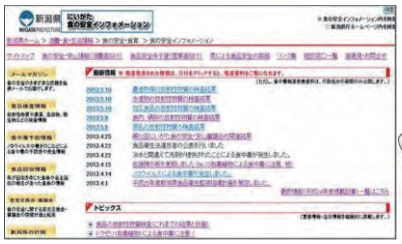

http://www.fureaikan.net/syokuinfo/

食品販売店等と県との協働による消費者への情報発信（施策10）

スーパーマーケット等の協力を得て、店頭に専用に掲示板を設けたり、消費者向けリーフレットを設置したりすることで、消費者に食の安全に関する様々な情報を提供します。

店頭掲示板
県内約 200 店に掲示

関係団体や消費者が行う取組への支援（施策11）

団体や消費者が行う勉強会などの取組に対し、講師の派遣など必要な支援を行います。

食の安全・安心出前講座

県民からの希望に応じて職員を派遣し、食中毒予防、食品検査体制、食品表示制度など様々なテーマで説明します。

にいがた食の安全･安心サポーターの設置（施策13）

きのこの食･毒鑑別ができる人材や、食品衛生の知識を有する人材を県のサポーターとして委嘱し、各地域でサポーターによる事業者･消費者への知識の普及を図ります。

〈活動例〉
- 野生きのこの鑑別相談（※）
- 食品衛生講習会の講師など

※）各保健所で受け付けていますのでお気軽に御相談ください

主な取組指標

各施策の達成度の目安

施策	指　標　名	現　状（24年度）	目　標（28年度）
9	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	71,785	200,000
10	店頭掲示板の情報更新回数（年間）	14回	20回
11	食の安全・安心に関する講習を「非常に有意義」と評価した利用者の割合（年平均）	38%	50%
13	にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数	約 4,400 人	10,000 人

計画の推進体制

消費者、食品関連事業者、県が連携･協力して計画を推進します。

そのため、本計画では、13の施策について県の具体的な取組内容を定めるとともに、消費者と食品関連事業者に期待される役割を定めています。

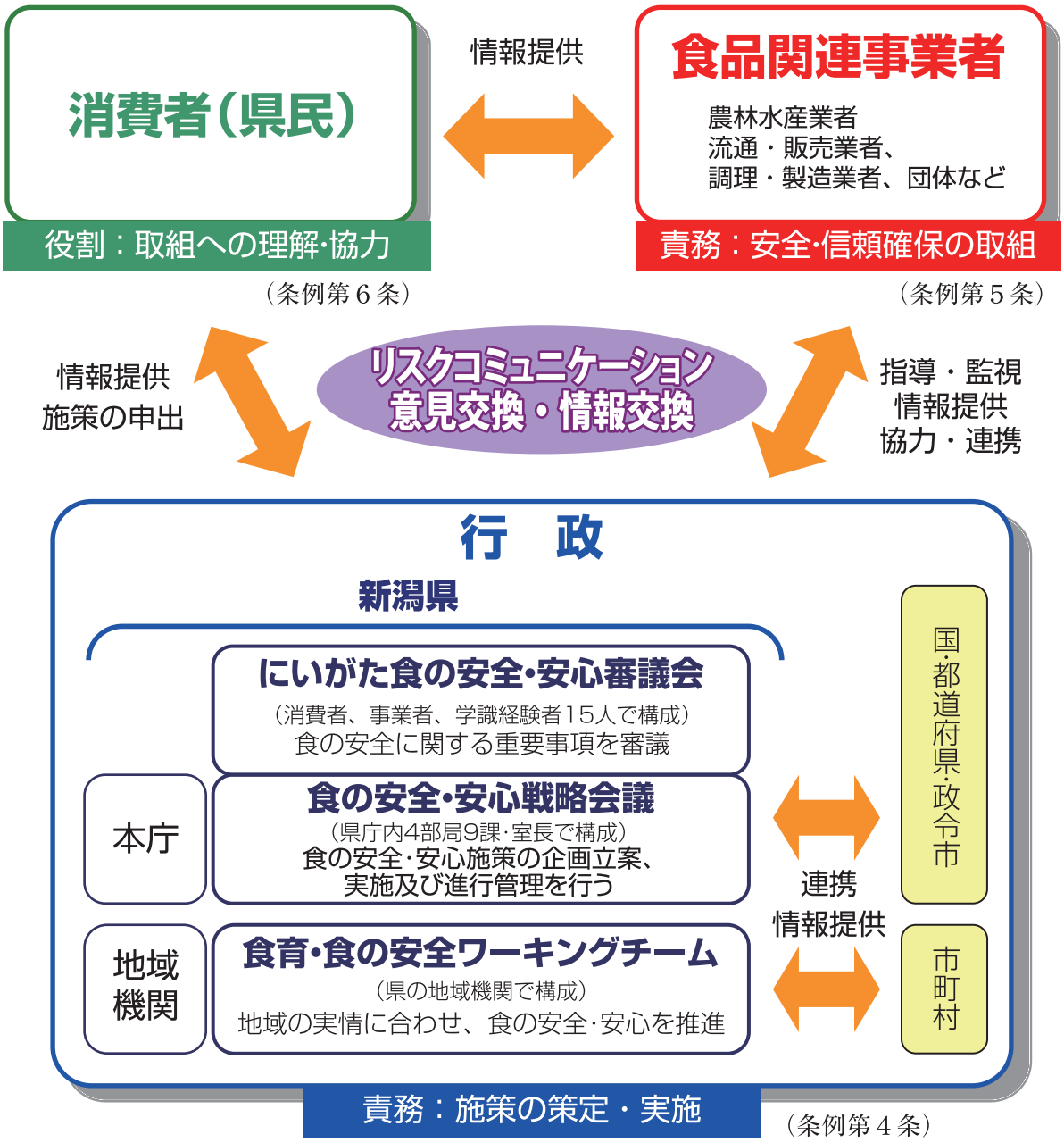

計画の進行管理

計画の実効性を確保するために、成果指標や取組指標に基づいて進行管理を行い、「にいがた食の安全･安心審議会」による点検を受けながら計画を進めます。

計画の実施状況は毎年度公表します。

にいがた食の安全・安心審議会

みんなで育む 食のにいがた

消費者と食品関連事業者に期待される役割を定めています。

消費者（主なもの）

●行政や食品関連事業者が発信する情報に関心を持ち、食中毒や放射性物質、添加物、農薬などについて理解を深めます。

●食に関する意見交換会や学習会に積極的に参加し、自らの意見も積極的に発言します。

●食品の生産、流通及び安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産食品の消費に努めます。

食品関連事業者（主なもの）

●行政や関係団体の講習会などに積極的に参加し、安全確保や適正表示に関する知識の習得に努めます。

●食の安全・安心に関する自らの取組について、消費者への情報提供に努めます。

●消費者との相互理解を深めるため、農業体験会や施設見学会などを開催します。

●食品による健康危機の発生に備え、緊急連絡体制や対応マニュアル等を整備します。

問い合わせ先

新潟県福祉保健部 生活衛生課 食の安全・安心推進係（食の安全・安心戦略会議事務局）
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話:025-280-5205 FAX:025-284-6757

ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」のご案内

基本計画の全文もここでご覧になれます。
http://www.fureaikan.net/syokuinfo/

にいがた食の安全　検索

メールマガジン「いただきます!にいがた食の安全・安心通信」のご案内

食の安全・安心に関する注目の話題などを盛り込んだ電子メールを毎週木曜日にお届けします！

登録は上記ホームページ **http://www.fureaikan.net/syokuinfo/**　またはこのQR コードから